ＩＣカード乗車券取扱規則（広電電車）

第１章　総　則

（目的）

第１条 この規則は、広島電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第２条 当社において旅客の運送等を行うＩＣカード乗車券は、当社及び「別表１−１」に定めるＰＡＳＰＹ運営協議会の加盟事業者が発行するＩＣカード乗車券（以下、「ＰＡＳＰＹ乗車券」といいます。）とします。

2　前項のＩＣカード乗車券による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) 削除

3　この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（用語の意義）

第３条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社路線」あるいは「電車」とは、当社の経営する軌道、鉄道をいいます。

(2) 「ＰＡＳＰＹ」とはＳＦ機能のみを搭載したＰＡＳＰＹ乗車券をいいます。

(3) 「ＰＡＳＰＹ定期券」とは、ＰＡＳＰＹ乗車券のうち券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券機能を有するＰＡＳＰＹ乗車券をいいます。

(4) 「ＳＦ（ストアードフェア）」とは、ＰＡＳＰＹ乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。

(5) 「チャージ」とは、ＰＡＳＰＹ乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

(6) 「デポジット」とは、返却することを条件に収受するＰＡＳＰＹ乗車券の利用権の代価をいいます。

(7) 「R/W（リーダライタ）」とは、電車車内あるいは停留場に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下「乗車用R/W」という）と降車処理をするために設置したもの（以下「降車用R/W」という）のことをいいます。

(8) 「自動チャージ機」とは、駅、停留場、営業所等に設置するＳＦチャージ専用の機器のことをいいます。

(9) 「バス」とはＰＡＳＰＹ乗車券により乗車できるバスをいいます。

（契約の成立時期及び適用規定）

第４条 ＰＡＳＰＹ乗車券による契約の成立時期は、ＰＡＳＰＹ乗車券を購入したときとします。

2　削除

（規則等の変更）

第５条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

2　この規則が改定された場合、以後のＰＡＳＰＹ乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の

定めるところによります。

（個人情報の取扱い）
第 6 条 ＰＡＳＰＹ乗車券に係わる個人情報については、別に定める規定により取り扱います。

（旅客の同意）
第 7 条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第 10 条 削除

（制限又は停止）
第 11 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、払い戻し等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止をすることがあります。
(1) 削除
(2) 削除
2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

第 12 条 削除

（ＰＡＳＰＹ乗車券の種類）
第 13 条 ＰＡＳＰＹ乗車券の種類は「別表２−１」に定めるものとします。

（ＰＡＳＰＹ乗車券の所有権）
第 14 条 当社が発行したＰＡＳＰＹ乗車券の所有権は当社に帰属します。
2 ＰＡＳＰＹ乗車券が不要となったとき及びそのＰＡＳＰＹ乗車券を使用する資格を失ったときは、ＰＡＳＰＹ乗車券を返却しなければなりません。
3 削除

（デポジット）
第 15 条 削除
2 削除
3 ＰＡＳＰＹ乗車券として利用したＩＣカードを旅客が返却したときは、第 16 条、第 26 条、第 31 条第 5 項、第 40 条、第 46 条第 6 項に定める場合を除き、当社はデポジット 500 円を返却します。
4 削除

（ＰＡＳＰＹ乗車券の失効）
第 16 条 削除
2 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式のＰＡＳＰＹ乗車券は失効します。
3 前項により失効したＩＣカードのＳＦ及びデポジットの返却を請求することはできません。

第 17 条 削除

第 18 条 削除

第 2 章　ＰＡＳＰＹ（ＳＦ）

（所持資格）
第 19 条 ＰＡＳＰＹの所持資格は「別表４－１」に定めます。

第 20 条 削除

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 23 条 削除

第 24 条 削除

第 25 条 削除

（無効となる場合）
第 26 条 ＰＡＳＰＹは、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。
(1) 偽造、変造または不正に作成されたＰＡＳＰＹを所持している場合
(2) 削除

第 27 条 削除

（紛失再発行）
第 28 条 削除
2　削除
3　削除
4　紛失あるいは盗難にあったＰＡＳＰＹの使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。
5　紛失あるいは盗難にあったＰＡＳＰＹの使用停止措置を行った後に、当該ＰＡＳＰＹを発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該ＰＡＳＰＹとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

（当社の免責事項）
第 29 条 紛失または盗難にあったＰＡＳＰＹの使用停止措置が完了するまでの間に、当該ＰＡＳＰＹの払戻やＳＦの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

第 30 条 削除

（払い戻し）

第 31 条 旅客は、ＰＡＳＰＹが不要となった場合は、ＰＡＳＰＹを購入されたＰＡＳＰＹ乗車券取扱窓口に申し出ることにより、ＳＦ残額の払い戻しを請求することができます。この場合、払い戻し手数料は無手数料とします。

2　前項の規定によりＰＡＳＰＹの払い戻しを請求する場合、旅客は別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ＰＡＳＰＹの記名人本人であること又は代理人であることを証明したときに限って（但し無記名のＰＡＳＰＹを除きます）払い戻しを行います。

3　前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

4　第 1 項に定める払い戻しは、カード内のＳＦ残額が当社の設置する機器により確認できる場合のみ取り扱います。

5　前項の規定にかかわらず、旅客の故意により破損したと認められるＰＡＳＰＹは、払い戻しを行いません。この場合、デポジットを返却しません。

第 32 条 削除

第 33 条 削除

第 3 章　ＰＡＳＰＹ定期券

（所持資格）

第 34 条 各種ＰＡＳＰＹ定期券の所持資格は「別表４−２」に定めるものとします。

第 35 条 削除

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 38 条 削除

第 39 条 削除

（無効となる場合）

第 40 条 ＰＡＳＰＹ定期券は、第 26 条に定めるほか次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

(1) 記名人以外の方が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となったＰＡＳＰＹ定期券を使用した場合

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入したＰＡＳＰＹ定期券を使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合

(5) 削除

第 41 条 削除

（紛失再発行）

第 42 条 削除

2　削除

3　削除

4　紛失あるいは盗難にあったＰＡＳＰＹ定期券の使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。

5　紛失あるいは盗難にあったＰＡＳＰＹ定期券の使用停止措置を行った後に、当該ＰＡＳＰＹ定期券を発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該ＰＡＳＰＹ定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

（当社の免責事項）

第 43 条 紛失または盗難にあったＰＡＳＰＹ定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該ＰＡＳＰＹ定期券の払い戻しやＳＦの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

第 44 条 削除

第 45 条 削除

（払い戻し）

第 46 条 旅客は、ＰＡＳＰＹ定期券が不要となった場合は、ＰＡＳＰＹ定期券を購入されたＰＡＳＰＹ取扱窓口に申し出ることにより、払い戻しを請求することができます。この場合、払い戻し手数料は無手数料とします。

(1) 削除

(2) 削除

2　削除

3　第 1 項の規定によりＰＡＳＰＹ定期券の払い戻しを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ＰＡＳＰＹの記名人本人であることを証明したときに限り、払い戻しを行います。

4　前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

5　第 1 項に定める払い戻しは、カード内のＳＦ残額が当社の設置する機器により確認できる場合のみ取り扱います。

6　前項の規定にかかわらず、旅客の故意により破損したと認められるＰＡＳＰＹ定期券は、払い戻しを行いません。この場合、デポジットを返却しません。

第 47 条 削除

（運行中止の場合の取扱方）

第 48 条 削除

2　ＰＡＳＰＹ定期券を使用する旅客は、列車又は車両が運行休止のため、引き続き 24 時間以上乗車券を使用できなくなった場合は、そのＰＡＳＰＹ定期券の期間満了後にその乗車券を発行駅及び窓口に差し出し、券面確認のうえ既に支払った旅客運賃のうち運休日数分の払戻しを請求することができます。但し、継続購入あるいは券面表示事項を消去し運休日を確認できない場合は請求できません。なお、払戻しの計算は次の各号によって計算します。

(1) 定期旅客運賃÷通用日数×運休日数

(2) 通用日数は実日数とする。

附則

この規則は、2025 年 4 月 29 日より施行します。

この規則は、2027 年 3 月 31 日限り、その効力を失います。

別表1-1（第2条 PASPY運営協議会加盟事業者）

PASPY運営協議会加盟事業者名	
広島電鉄株式会社	備北交通株式会社
広島バス株式会社	鞆鉄道株式会社
広島交通株式会社	広島高速交通株式会社
JRバス中国株式会社	株式会社中国バス　（順不同）
芸陽バス株式会社	
※旧呉市交通局が発行したPASPYについては広島電鉄株式会社発行のものとして取り扱います。	

別表1-2 削除

別表2-1（第 13 条 ICカード乗車券の種類:PASPY乗車券）

種 類			対 象
PASPY	無記名PASPY		大人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	記名式	記名PASPY	
		こどもPASPY	小児の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
		大人割引PASPY	割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
		こども割引PASPY	小児割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券 ※電車ご利用時は電車旅客営業規則に定める小児の扱いとなります。
PASPY 定期券	通勤定期券	大人用	大人の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
		小児用	小児の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
		障害者割引用	割引適用者の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ。
	通学定期券	大人用	通学を目的とする大人の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
		小児用	通学を目的とする小児の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
	通勤通学定期券	大人用	通学を主な目的とする大人の方を対象とした定期券。 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。

別表2-2 削除

別表3 削除

別表4-1（第 19 条 PASPYの所持資格）

種 類		所持資格	更新期限
PASPY	無記名PASPY	なし	なし
	記名PASPY	中学生以上の方	なし
	こどもPASPY	小学生以下の方	満 12 才の誕生日後に迎える3月 31 日まで （誕生日が4月1日の場合は満 11 歳の誕生日後の3月 31 日まで）
	大人割引PASPY	中学生以上の方で身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から 2 年
	こども割引PASPY	小学生の方で身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	満 12 才の誕生日後に迎える3月 31 日まで （誕生日が4月1日の場合は満 11 歳の誕生日後の3月 31 日まで）

別表4-2（第 34 条 PASPY定期券の所持資格）

種 類			所持資格	更新期限
PASPY 定期券	通勤定期券	大人用	12 歳以上の方	なし
		小児用	6歳以上 12 歳未満の方	満 12 才の誕生日後に迎える3月 31 日まで（誕生日が4月1日の場合は満 11 歳の誕生日後の3月 31 日まで）
		障害者割引用	12 歳以上の方で身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から2年
	通学定期券	大人用	当社の指定する学校に通学する 12 歳以上の方	なし
		小児用	当社が指定する学校に通学する6歳以上 12 歳未満の方	満 12 才の誕生日後に迎える3月 31 日まで（誕生日が 4 月1日の場合は満 11 歳の誕生日後の3月 31 日まで）

※通勤通学定期券は通学定期券大人用に準じます。

※指定する学校とは電車旅客営業規則に定めます。